

2022年度 政策・制度要求と提言

2021. 8. 4



日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀)

目 次

1. **新型コロナウイルス感染症対策について**…………… P 1
 - (1) 総合的な対策について
 - (2) 経済・社会・産業対策について
 - (3) 医療・福祉対策について
 - (4) 教育対策について

2. **県民主役の県政の推進のために**…………… P 3
 - (1) 県政の総合的な施策の推進
 - (2) 広域連携の推進
 - (3) 人権施策の推進

3. **市民参画による公共サービス改革の推進**…………… P 4
 - (1) 良質な公共サービスの提供と労働者の生活を守るための「公契約条例」の制定
 - (2) ワンストップ・サービスが提供できる体制の拡充
 - (3) 投票率向上に向けた取り組み

4. **地方税財政の確立**…………… P 4

5. **産業・雇用・労働政策について**…………… P 5
 - (1) ディーセントワークを中心に捉えた雇用拡大・安定・確保
 - (2) 長時間労働是正に向けた体制の強化
 - (3) 中小企業活性化への支援
 - (4) 県内企業の発展促進
 - (5) 勤労者福祉の充実

6. **環境政策の推進について**…………… P 6
 - (1) 琵琶湖や滋賀の美しい自然を守る諸施策の推進
 - (2) 廃棄物処理・資源循環対策について
 - (3) 原子力エネルギーに依存しない社会の実現に向けた政策的支援

7. **医療・福祉政策の推進について**…………… P 6
 - (1) 暮らしに安心できる医療・介護供給体制の充実
 - (2) 医療・介護・高齢者福祉サービスの充実
 - (3) 障がい者福祉の推進
 - (4) 子ども・子育てサービスの提供
 - (5) 子どもの貧困対策
 - (6) 生活困窮者自立支援体制の確立

8. **教育、文化・スポーツ政策について**…………… P 9
 - (1) 教育予算の増額

- (2) 学校現場における障がい者雇用
- (3) 臨時教職員の待遇改善と学校事務職員の受験年齢の上限撤廃
- (4) 県立高校等のあり方と入学選抜制度
- (5) インクルーシブ教育の推進
- (6) 在日外国人教育の充実
- (7) 国籍条項の完全撤廃
- (8) 帰国児童・生徒の受け入れ体制整備
- (9) 性的マイノリティの子どもや教職員への配慮や性の多様性への理解推進
- (10) 子どもの権利条約の普及と具体化
- (11) 労働教育・主権者教育の充実
- (12) 子どもの安心・安全の確保
- (13) 奨学金制度の拡充
- (14) 教職員の長時間労働の解消
- (15) 文化・スポーツ政策

**9. 女性の活躍推進・男女平等参画社会づくり・
ワーク・ライフ・バランスの促進…………… P 1 2**

- (1) 女性の活躍推進について
- (2) 男女平等参画の社会づくりの推進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

10. 県民生活をまもる施策について…………… P 1 4

- (1) 大規模災害等への対応
- (2) 消費者行政の推進

11. 農林水産業政策について…………… P 1 6

- (1) 環境こだわり農業の推進
- (2) 農林水産業経営の安定と活性化
- (3) 鳥獣被害防止対策について

12. 交通政策について…………… P 1 7

- (1) 交通基盤整備の促進と公共・地域交通の充実
- (2) バス路線・鉄軌道等地域交通の維持
- (3) 総合的な道路整備の促進

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 総合的な対策について

①新型コロナウイルス感染症対策等については、県民への的確な情報提供や必要な支援を国、市町、関係機関等と連携を密にして対応すること。

また、今後の感染状況を見極めながら短期的な支援だけでは無く、長期的な視点での支援についても検討を進めること。

②必要な人すべてがすみやかにPCR検査や抗原検査、抗体検査ができる体制をつくること。

また、ワクチンについても必要な県民すべてに早急に接種できる体制の構築を行うこと。

③生活困窮者、高齢者・障がい者・外国人など、生活を営む上で支えが必要な方への支援体制を確立すること。

また、外国人居住者に対し、やさしい日本語・母国語または理解可能な言語を用い、情報の周知を行うとともに相談に対し適切に対応すること。

④地震、台風、豪雨などにより避難所が設置された場合、感染症を想定し県が策定したガイドラインが実効性あるものとなるよう、避難所へのマスクや消毒液、非接触型体温計やテント、パーテーションなどの準備のための支援策等も含めた対策を早急に行うこと。

(2) 経済・社会・産業対策について

①旅行、宿泊、交通、飲食等の、外出やイベント自粛で影響を大きく受けた産業を中心とした企業や個人事業主等に対して、必要な支援を積極的に行うこと。

また、公共交通機関については乗降客数の大幅減で収益が著しく減少し、事業の存続に係わる状況であることから、県として支援策を早急に検討すること。

②安定した雇用を継続するために、雇用対策において県、労働局、経済団体、連合滋賀の4者連携のもと、倒産や事業縮小による解雇や雇い止めと人手不足業種とのマッチングや雇用シェア（在籍型出向）の活用、就職氷河期世代の不安定就労者に対する支援、近隣県への雇用の流出防止など、総合的な雇用対策推進体制の早期確立を行うこと。

また、「新型コロナウイルス」の影響で職を失ったり、パートやアルバイトなどで仕事が減少した者に対して、雇用の確保の取り組みを強化すること。特に公的部門においては、積極的に雇用対応すること。

③無利子、無担保の融資、信用保証による資金繰りの支援を行うこと。特に新型コロナウイルス感染対策の長期化で、消費者のライフスタイルが変化することが想定されるため、中小企業や新たな事業展開のための資金融資制度を確立すること。

また、貸付金の返済猶予措置を設けるとともに、県税に対して納税の猶予や減免等を行うこと。

④今後の事業活動においては感染拡大防止との両立が求められ、産業・業態によっては事業のあり方や働き方を大幅に見直す必要性が生じる可能性を踏まえ、中小・零細事業者、フリーランスも含め、事業・雇用継続に向けた強力な支援を県として行うこと。

また、休業や営業時間短縮などを要請する場合、要請された事業者に所得補償が実施され

るよう、新たな補償制度の創設について国に働きかけること。

⑤企業のリモートワーク推進のための設備導入支援など、ICTインフラの導入・更新、AI・ビッグデータの利活用など経済社会のデジタル化のための環境整備を積極的に支援すること。

(3) 医療・福祉対策について

①今後、感染症等による医療体制の逼迫を防止するために、労働環境の改善と人材の確保、医師の地域偏在解消等、普段から医療従事者が疲弊しないよう努めること。

②医療機関をはじめ、介護、福祉、保育所、救護施設等の社会や県民生活を維持する最前線で奮闘している労働者に対し、安全衛生対策を徹底すること。

特に、マスクや消毒薬、防護服等の感染防御資材や衛生用品を優先的に供給できるようにするとともに、あらゆる災害や感染症を想定し、対応できるよう県の備蓄を増やすなど万全を期すこと。

③医療機関等において職員・利用者の感染が確認された場合や利用していた者の感染が確認された場合の、他の職員・利用者の感染検査の速やかな実施体制を確保すること。

④医療機関や行政機関等における、感染症担当などの業務の逼迫が想定されることから人員体制を強化するとともに、感染症担当部署以外の職員による応援体制の整備など、人的な支援体制の確立を行うこと。

⑤感染者が発生した高齢者や障がい者施設等に対して、医師、看護師等の医療専門スタッフを派遣する体制を整備すること。また、事業者団体等と連携し、感染者が発生した高齢者や障がい者施設等にして、介護職員等の応援要員を派遣できる仕組みを構築すること。

⑥高齢者や障がい者施設等において感染者が発生した場合に、感染者の入院先や受入施設を確保すること。

⑦高齢者や障がい者施設等に対して、医師や感染管理認定看護師等によるゾーニング等の感染防止措置を指導することができる体制を整備すること。また、YouTube等を活用し、高齢者や障がい者施設等のより多く職員がいつでも手軽に感染防止の研修が受けられるようにすること。

⑧罹患者、濃厚接触者及びその人たちが働く事業所、医療機関等の職員や家族などが誤解や偏見に基づく差別的取り扱いや風評被害を受けないように啓発等を強化すること。

(4) 教育対策について

①新型コロナウイルス感染拡大予防に関わる少人数授業に対応できるよう緊急に加配措置を講ずること。

②今後、感染拡大による休校措置等が実施されたとき、未履修分の授業の確保や補習の実施については、各地域に見合った柔軟な教育課程の編成を可能にすること。特に、夏休みの短縮や土曜授業の実施等については、子どもや教職員の負担が増大することのないよう十分に配慮すること。

また、高校入試については、休校措置による影響を十分に考慮し、県内すべての受験生が不利にならないよう、検査範囲などを十分に検討して、早期に公表すること。

③新型コロナウイルス感染症の影響や、学生アルバイトの雇止め等により家計が激減する家庭や学生が急増していることから、県独自で新たな予算措置を早急に行い、子どもや学生の生活支援を実行すること。その際、外国籍の子どもたちへの支援も同様に行うこと。

また、学費の納入困難や、貸与型奨学金の返済困難に陥る対策として、学費減免の拡大や入学金・学費の支払い猶予や分納ができるよう国に対し強く働きかけること。

④オンライン学習のための設備導入支援など、休校措置のための対策を進め、県立学校および市町立学校で教育格差が生まれない体制づくりを行うこと。また、高校生に配布されるタブレット端末についても、公費負担とすること。

⑤休校により行き場をなくした子どもの居場所確保の観点から、図書館や博物館等の文化施設、体育館や競技場などの体育施設、公園など県が保有または管理する施設における休館・一時閉鎖などについて、一律に行うのではなく、利用状況や危険度などを精査し、個別に対応を行うこと。

2. 県民主役の県政の推進のために

(1) 県政の総合的な施策の推進

「滋賀県基本構想」を具体化し、地域の実情に応じた事業を行うこと。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられた目標の実現に向けて、具体的な施策を展開すること。

(2) 広域連携の推進

関西広域連合の第四期広域計画(R2～4)により、カウンターパート方式による迅速な被災地支援やドクターヘリの一体的な運航体制の構築による広域救急医療体制の充実、文化行政と伝統産業の連携、食と観光の連携、広域的スポーツツーリズムのプログラム創出における観光資源・文化資源との融合等の具体化を着実に進めるとともに、県益の確保が図れるよう広域的取組を推進すること。

(3) 人権施策の推進

①人権施策基本方針および「滋賀県人権施策推進計画」を総合的、計画的に推進するとともに、人権啓発活動を一層推進すること。

特に、インターネットによる人権侵害の防止のための啓発を強化するとともに、差別書き込みやネット上のいじめ、ヘイトスピーチの問題に対する行政としての規制を強化すること。

②県民に対して「部落差別解消推進法」の周知徹底をあらゆる場面で図るとともに、国や県内の自治体と連携し、相談体制の充実や学習教材等を活用した人権啓発活動、「えせ同和行

為」排除に向けた取り組みを推進すること。

③2016年にヘイトスピーチ解消法が制定されたが、罰則規定がない理念法となっている。不当な差別的言動は許されないものであり、禁止規定や罰則規定までも含めた条例の制定に向けた体制を早期に構築すること。

④新規学卒者等の採用選考における質問などにおいて、不適正な事例が依然として多く存在している。滋賀労働局、滋賀県進路保障推進協議会等と連携を密にし、企業等に対して公正な採用選考が行われるよう、啓発・指導を強化徹底し、不適正な採用選考を行った企業に対して再発させない対策を講じること。

また、受験する生徒が面接で不適正な質問を受けた場合には、返答を控えるように指導を徹底していくこと。

⑤就職活動中の大学・短大生や専門学校生等に対する採用選考時における不適正な質問や悪質なハラスメント事例が指摘されているが、企業に対しての指導・啓発や不適正な事例の実態把握が不十分である。「職場におけるハラスメント関係指針」により職場におけるハラスメント対策が義務化されたことも踏まえ、滋賀労働局等と連携しハラスメントを含む不適正事例の根絶に取り組むこと。

⑥不正に取得された住民票や証明書が、情報売買や身元調査などに悪用されるのを抑止するために導入された本人通知制度について、加入促進のための啓発活動を行うこと。

3. 市民参画による公共サービス改革の推進

(1) 良質な公共サービスの提供と労働者の生活を守るための「公契約条例」の制定

質の高い公共サービスの確保、地域経済の活性化、住民の福祉の増進とディセンタワークの実現のため、来年4月施行予定の「滋賀県が締結する契約に関する条例」について、労働関係法令の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準の確保および労働条件の確保等について条項を設けること。

(2) ワンストップ・サービスが提供できる体制の拡充

求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施を推進するため「しがジョブパーク」、「滋賀マザーズジョブステーション」などの施設の効率的・効果的な運営を図り、県、市町、労働局との連携を強め、ワンストップ・サービスが提供できる体制をさらに拡充すること。

(3) 投票率向上に向けた取り組み

各級選挙の投票率向上に向けて、期日前投票所の増設を市町に働きかけること。

4. 地方税財政の確立

新型コロナウイルス感染症対策による県税収入の落ち込み、基金の取り崩しが見込まれることから、歳入・歳出両面から財政健全化に向けた取組を進め、行財政基盤の確立に向けてさらに取り組むこと。

また、県税滞納額の縮減、税外未収金対策を強化し、税負担の公平性を維持すること。

5. 産業・雇用・労働政策について

(1) ディーセントワークを中心に捉えた雇用拡大・安定・確保

①若者の県外への流出が顕著であることから県内外の大学および高等学校等と連携し、県内での就職を促進するための事業を推進するとともに、若年層などの雇用拡大に向けた企業誘致活動を積極的に進めること。

また、専門高校に対する産業教育設備整備費の増額・拡充や、現在検討されている高等専門学校について、早期の設置を図ること。

②若年者や離転職者、就職氷河期世代の不安定就労者、障がい者などの特性に応じた就職の実現を支援するための職業訓練を充実するとともに、自らに適した職業訓練が選択できるように、滋賀労働局や滋賀職能大学等の関係機関との連携の強化を図ること。

③雇用、福祉、教育の各行政機関が地域レベルで連携し、障がい者の雇用・就労の促進に関する相談体制の確立、就労に向けた訓練・実習の場の確保、共同作業所への支援などの施策を強化し、職場開拓、企業就労、職場定着を促進すること。

また、雇用分野をはじめとするあらゆる生活の場面における不当な差別の解消、合理的配慮の提供のため、県において「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の具体化とともに、「手話言語条例」制定について早期に実現を図ること。

④出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴い、新たな外国人材受け入れのための在留資格が創設された。今後外国人労働者の増加が予想されるが、地域住民と共生し安心して仕事と暮らしが両立できるよう、滋賀県多文化共生推進プランに基づき、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者に学習の場を提供する体制を構築すること。

(2) 長時間労働是正に向けた体制の強化

滋賀県内における働き方改革推進に向けて、「滋賀県働き方改革推進協議会」や「滋賀県働き方改革推進会議」を通じて、過労死等の防止、長時間労働の是正や過重労働撲滅に向けた方針を策定し、運動の推進と課題解決に取り組むこと。

(3) 中小企業活性化への支援

①「中小企業の活性化の推進に関する条例」の普及啓発、中小企業活性化施策の周知を行うこと。特に、小規模事業者に対する周知、支援を強化するために、中小企業活性化基金を積極的に活用し、施策を拡充すること。

また、中小企業における伝統産業、モノづくり産業の振興について事業の展開を図ること。

②中小企業の人材確保、人材育成、雇用の安定のため中小企業勤労者福祉サービスセンター（勤労者互助会）への支援を行うとともに、中小企業への就職者に対する奨学金の減免制度創設を図ること。

また、中小企業退職金共済の加入事業所への助成について、県内すべての自治体での助成制度創設に向けた働きかけや必要な支援を行うこと。

③働き方改革関連法の要である「時間外労働の上限規制」について、本年4月より中小企業にも適用された。すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正等、公正な取引の確保のための取り組みを強化すること。

(4) 県内企業の発展促進

滋賀県経済の安定的発展と地元雇用確保を図るため積極的に誘致活動に取り組むとともに、『ものづくり SCM (サプライ・チェーン・マネジメント) 県』をアピールポイントとし、活動を展開することで、県内企業の発展を促すこと。

また、産学官金労言連携や地域間連携、企業間連携を推進するとともに、地の利や知の集積を活かした成長戦略拠点の形成を図ること。

(5) 勤労者福祉の充実

労働金庫、こくみん共済 coop、住宅生協など、勤労者の自主福祉事業および労福協活動を支援し、福祉施策の一層の充実強化を図ること。具体的には、労働金庫への公金預託の増額、勤労者制度融資の充実、住宅生協への公有地払い下げや低利住宅資金融資などによる安価な勤労者住宅の提供など、福祉対策事業への積極的な支援を行うこと。特に、労福協が運営する「くらしサポートセンターしが」の事業費補助の拡大を図ること。

6. 環境政策の推進について

(1) 琵琶湖や滋賀の美しい自然を守る諸施策の推進

「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国等の支援を要請するとともに、琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）に基づいた各種施策の推進を図ること。

また、40周年を迎える7月1日の「びわ湖の日」の充実に向けた取り組みを推進すること。

(2) 廃棄物処理・資源循環対策について

①日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出てからではなく出る前での廃棄物の減量を進める「3R (リデュース・リユース・リサイクル) 活動」を一層推進すること。

②琵琶湖におけるマイクロプラスチック削減に向けて、大学や研究機関、事業者、関係団体、行政が連携・協力して、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを一層推進すること。

(3) 原子力エネルギーに依存しない社会の実現に向けた政策的支援

原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、中長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減し、最終的に原子力エネルギーに依存しない社会の実現を目指すため、「しが CO2 ネットゼロ社会」づくりを進め、「しがエネルギービジョン」を着実に実行すること。

また、分散型エネルギーシステムの開発・普及、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行うこと。

7. 医療・福祉政策の推進について

(1) 暮らしに安心できる医療・介護供給体制の充実

①医療機関間および医療と介護の機能分担と連携強化に取り組み5疾病・5事業の医療連

携体制をすすめるとともに、災害時等も含め、救急や夜間・休日診療、周産期、小児、精神医療、在宅医療など地域医療の充実に向けた提供体制を整備し、住民が安心して医療を受けられるようにすること。

②「新型コロナウイルス」に対する対応を総括したうえで、あらためて県内の「あるべき医療供給体制」を再検証すること。

なお、湖北区域において現在議論が進められている病院再編について、「新型コロナウイルス」への対応を総括したうえで、今後の感染症対策を含めた地域医療を守る観点で、必要に応じて見直しを行うこと。

③不妊に悩む方への支援強化のために、助成制度の周知および助成額の拡充を図ること。また、医学的・専門的な対応のために、医療機関等との連携を強化するとともに、相談窓口「不妊専門相談センター」の周知をすすめるなど、相談しやすい体制づくりを行うこと。

④病気を抱えながらも働く労働者が適切な治療を受けながら就労継続が可能となるよう事業者団体や、医療機関と連携し、両立支援体制を整えること。また、両立支援のための事業者向け、労働者向けの相談窓口や機関の紹介を県として行うこと。

⑤血液の不足解消や、重症血液疾患対策のために献血および骨髄バンク登録推進の取り組みを強化し、広く県民、県内企業などに協力を働きかけること。

(2) 医療・介護・高齢者福祉サービスの充実

①「地域包括ケアシステム」を確立するため、地域連携クリティカルパスの普及、在宅医療、退院支援や訪問看護の強化とその体制整備に不可欠な看護職員の配置増や医療と介護の連携を図ること。

また、地域包括支援センターが地域のニーズに則し、かつ一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、十分な支援を行うこと。

②介護労働者の労働環境や労働条件について、処遇改善を確実に実行するとともに離職防止の対策を講じるなど介護労働者の賃金・労働条件の向上や資格取得の助成支援、キャリアアップの仕組みを整備するなど介護業界全体の人材を確保するとともに、介護人材の専門性向上および人材の定着を図ること。

③地域医療介護総合確保基金を活用し、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど地域密着型の在宅・施設サービスの整備を行うこと。

(3) 障がい者福祉の推進

①「滋賀県障害者プラン」の10の重点施策について、成果目標の進行管理を行い、サービス提供体制の充実や障がい者理解の促進、福祉のまちづくりの推進など、市町、福祉現場等と協働して、障がい者施策の総合的な取り組みを図ること。

②障がい者や高齢者への虐待・身体拘束が疑われる家庭への立ち入り調査による虐待の予防や早期発見を行うほか、「滋賀県権利擁護センター」を中心に虐待に関する相談など、障がい者本人や養護者に対する支援措置を講じるとともに、障がい者福祉施設におけるすべ

での役職員に対し、虐待防止に向けた研修を徹底するよう指導すること。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護システムが利用しやすく実効あるものとなるよう努めること。

(4) 子ども・子育てサービスの提供

①子ども・若者支援施策を着実に推進するため、「淡海子ども・若者プラン」およびコロナ禍における新しい滋賀発の新しい行動様式として作成された「すまいる・あくしょん」に基づき、市町と連携した事業を行うこと。

特に、施策の推進にあたっては、家庭や学校、企業における取り組みが重要であることから、必要な支援、情報提供を行うこと。

②認可外利用、入所後の復職希望など潜在的な部分も含めた待機児童の解消と子育て支援の充実を図るため、市町が行う認定こども園、幼稚園、保育所および放課後児童クラブ等への支援を一層拡充し、民間保育所の施設整備と潜在保育士に対する再就職支援、就業継続をサポートする相談体制、研修の実施等、保育人材の確保を包括的に支援すること。

また、保育士の賃金が業務に見合わないことが再就職、人材確保の妨げになっているため、具体的な支援策を講じるとともに、放課後児童クラブの職員の処遇改善にも努めること。

③「幼児教育・保育無償化」がもたらす課題を把握し、市町と連携してその解決に向けて実効性ある対策を講じること。また、変形労働時間制やシフト制で勤務する労働者が、土日などの休日に子どもを預けられる保育所をつくるなど、すべての人が働きやすい環境整備に努めること。

④児童虐待相談件数が年々増加していることから、虐待の未然防止、早期発見・早期の対応、保護、ケアを図るため、医療、教育、警察等の連携を一層密にするとともに、児童福祉司等や専任職員の増員、子ども家庭相談センターの体制の強化、市町への支援の強化などのあらゆる施策を講じること。

また、通告義務など県民の理解を促進し、オレンジリボンキャンペーン、児童虐待ホットラインを活用した啓発活動を幅広く進めること。

(5) 子どもの貧困対策

①「子どもの貧困」の解消に向けて、ひとり親家庭、特にシングルマザーをはじめ地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的な支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、教育にかかる費用の無償化を推進し、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。

特に、ひとり親家庭の子どもの教育費については、高等教育まで受けられる制度の確立を図ること。

②「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。

また、就学援助については、入学前に事前に対応できるようにするなど、適切な時期に適切な方法で行われるようにすること。

(6) 生活困窮者自立支援体制の確立

①生活困窮者自立支援制度の総合的な実施体制を整備し、NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会などの社会資源を活用すること。

また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施すること。

②市町と連携し、ひきこもりの実態を把握し、対策を強化すること。

また、自殺やメンタルヘルス問題への偏見を取り除く啓発・教育活動や、孤独死対策としてライフライン関係者との幅広い連携・協力体制を構築する取り組みを行うこと。

③「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）の認定にあたり、貧困ビジネスの観点から、安全・衛生の確保や情報公開、報告の徹底など厳格な審査を行うこと。

8. 教育、文化・スポーツ政策について

(1) 教育予算の増額

①2019年3月に策定された「滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）」に則り、知事のいう「誰一人取り残さないSDGsの視点」や「各家庭の経済事情等にかかわらず、全ての子どもにとって等しく学べる環境整備」のもと、さまざまな教育政策を積極的に実現するため、教育予算を大幅に増額すること。

②一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育を保障するために、少人数学級（30人以下）を早期に実現すること。また、そのための法制化を国に強く働きかけること。

③虐待やいじめなどで厳しい状況にある子ども、不登校の子ども、貧困な状況にある子どもへの対応を充実するため、県独自の加配やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、支援員等の配置を拡充すること。

(2) 学校現場における障がい者雇用

学校現場における障がい者雇用を充実させ、必ず法定雇用率を達成維持するとともに、障がいのある教員を県内すべての学校に配置すること。

また、障がいのある教職員の働きやすい教育環境の整備や合理的配慮の実現に向けての具体策を示すこと。

(3) 臨時教職員、学校事務職員の待遇改善

①教職員として有能な人材を確保し、学校における欠員をなくすためにも、臨時教職員の賃金・労働条件の改善をさらにすすめ、同一価値労働・同一賃金を実現すること。また、正規教職員から臨時教職員に移行するときの任用切れ期間をなくすよう学校現場の実態に沿った改善を図ること。

②臨時教職員の勤務条件の明示は、必ず勤務日までに行い、本人の了承を得ること。

また、臨時教職員がさまざまな面から不利益を被らないよう、教育委員会や管理職の意識改革を推進すること。

③学校のマネジメント力の向上を図り、学校事務職員がより主体的に学校運営に参画する

ための財源措置として、文科省は、6級までの財源を保障している。チーム学校の一員としてより積極的に学校運営に参画するための室長の権限と責任を明確にし、新たな職として「事務主幹」「総括事務主幹」を設置し、現行行政職給料表の6級以上の格付けをすること。さらに、「共同学校事務室」の設置に向けた具体施策を提示し、これに伴う必要な教育委員会規則等の改正を行うこと。

(4) 県立高校等のあり方と入学選抜制度

①「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針（仮）」が、今後の滋賀の高校教育の重要な指針になることから、これまでの課題をしっかりと見直し、障がいのある子どもや外国にルーツのある子ども、性的マイノリティの子ども、貧困の子ども、ヤングケアラーなど、すべての子どもたちを視野に入れて、とりくみをすすめること。

②いわゆる「点数によるランク付け」や「特色選抜」等の課題を明らかにし、選抜制度改善に向けたとりくみをすすめること。

(5) インクルーシブ教育の推進

①障がいのある子どもたち（発達障がいも含む）の高校進学が可能になるよう、発達障がいや知的障がいのある子どもの特別枠を設けること。県立高等学校と特別支援学校高等部、及び高等養護学校の入試日程を変更し、併願受験を保障すること。

また、合理的配慮など何らかの支援が必要な生徒の受検方法や時間延長等の配慮を一層充実させること。特に、点字受検は速やかに実施すること。

②本人と保護者の意向を十分に尊重しながら、障がいのある子どもが地域の学校で学べるよう基礎的環境整備や合理的配慮に努めること。

また、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」に基づいて実施している「副次的な学籍」について、現状と課題を分析し、本格実施にむけた具体策を示すこと。

③「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に則り、地域の学校でインクルーシブ教育を推進するため、制度や施設設備、人的配置などのハード面と教職員研修による意識改革などのソフト面の双方で、合理的配慮の具体的な実施を一層進めること。

特に、障がいの「社会モデル」の考え方が広く浸透するように具体的な対策を講じること。また、インクルーシブ教育をより具体的に推進する部署を早期に設置すること。

(6) 在日外国人教育の充実

①在日外国人の教育充実のため「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」「外国人児童生徒に関する指導指針」の教職員研修を実施し、理念を共有した上で具体化を進めること。

②「幼児教育・保育無償化」を朝鮮学校等にも適用するとともに、朝鮮学校等への県からの補助金をさらに拡充すること。

③外国にルーツのある子どもたちの教育を受ける権利を保障するため市町と連携し、子どもたちの就学状況等を把握するとともに、不就学の解消に向けとりくみを進めること。

具体的には、地域の学校での日本語補習や母国語による教育の充実等受け入れ体制の強

化や職員確保のための財源措置、ブラジル人学校等の施設設備への補助などの予算措置を行うこと。

また、高校進学保障のため、入試特別措置の「配慮事項」のさらなる改善や外国人枠設定などの措置を講じること。

(7) 国籍条項の完全撤廃

教員採用における年齢制限および国籍条項を完全に撤廃し、在日外国人を「教諭」として採用すること。

(8) 帰国児童・生徒の受け入れ体制整備

企業活動のグローバル化によって県内企業でも海外勤務が増え、家族とともに海外で暮らす子どもも多い。任務を終えての帰国後の子どもたちの学習権を守るために、公立校の帰国児童・生徒の受け入れ態勢を整えること。

(9) 性的マイノリティの子どもや教職員への配慮や性の多様性への理解推進

① 県教委が作成した、先生のための「性の多様性のしおり」の内容をすべての教職員に周知し、学校現場で性の多様性に関わる研修を徹底すること。

② 学校現場において、不要な男女分けをなくすなど、性的マイノリティの子どもたちが、安心して過ごせる環境づくりに努めること。

③ ネットをはじめとした世の中にあふれる不適切な情報に左右されないためにも、メディアリテラシー教育や性教育を充実させること。

(10) 子どもの権利条約の普及と具体化

① 「子どもの権利条約」の理念および内容の普及に努めること。具体的には、この条約のポイントとなる「子どもの最善の利益」、「意見表明権」についての理解がすすむよう教職員研修を充実させること。

また、子どもの人権を蔑ろにするような校則やきまり等の見直しや廃止を積極的にすすめること。その際には、子どもたち自身が、校則等の見直しや決定に参画できるような取り組みをすべての学校で推進すること。

② 文科省が2018年7月に発出した「夜間中学の設置・充実に向けて」に則り、不登校の子ども学び直しや日本語の理解が不十分な外国人の子どもたちの学ぶ権利を保障する重要な場である夜間中学が、滋賀で早期に開設できるよう取り組みをさらに進めること。

(11) 労働教育・主権者教育の充実

① 子どもの成長段階に応じて、働くことの重要性、働く者の権利、労働組合の役割等、「労働の尊厳」を理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育のカリキュラム化を推進すること。

また、中学・高等学校に、労働組合役員など外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

② 選挙権が18歳以上となったことにより、主権者教育を充実すること。具体的には、選挙

制度理解や権利行使の重要性を教えることだけでなく、子どもの主体的な学びや各学校が計画する学習内容を尊重し、実社会と連結した社会観や人生観を育てる教育とすること。

また、地域の学校には、選挙権をもたない外国籍生徒がいることに配慮しながら慎重に学習を進めること。

(12)子どもの安心・安全の確保

関係諸機関と連携し、通学路の危険箇所を点検し、安全を確保するための対策を講じること。

また、安全な遊び場の確保や、放課後児童クラブの新設および施設の充実などを行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努力すること。

(13)奨学金制度の拡充

①奨学金返済により、生活困窮に陥ることがないように、中学校3年生および高等学校において生徒および保護者に対する奨学金制度の周知・広報を徹底すること。

特に、外国人生徒の保護者に対しては、母国語でのパンフレット作成や通訳を介しての丁寧な説明など、きめ細かな対応策を講ずること。

②国における給付型奨学金制度の導入が実現したが、対象者・支給金額とも極めて不十分な事業規模にとどまっている。国に対し「給付型奨学金」の適用者の大幅拡大を要請すること。

また、滋賀の教育大綱の策定（2019年3月）にあたって三日月大造知事が「各家庭の経済事情等にかかわらず、全ての子どもにとって等しく学べる環境を整備する」と述べていることから、県の施策として大学などの高等教育を対象とした「無利子奨学金」や「給付型奨学金」「返還支援型奨学金」の導入・拡充をはかるとともに、現在の奨学金返済不能者については、特別融資枠等を新設し借り換え推奨等の措置を講じること。

(14)教職員の長時間労働の解消

社会問題となっている教職員の長時間労働を解消するため、文科大臣告示「指針」（2020年1月）や改正された県条例に則り、超過勤務の「上限時間」の遵守や客観的な勤務時間管理などを県内すべての学校で速やかに実行するための具体策を講じること。

また、県教委が改定した「取組方針・取組計画」を確実に実行するためにも、国や市町と連携して、定数改善や抜本的な業務改善、勤務時間管理の適正化や労働安全衛生体制の確立等の長時間労働解消への実効ある施策を実施すること。

(15)文化・スポーツ政策

2025年開催予定の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に向け、県下各地で体育施設の整備が行われている。地域に根ざした県民の自主的・継続的な文化・スポーツ活動を推進するため、施設のソフト面を含めた充実に努めること。

9. 女性の活躍推進、男女平等参画社会づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進

(1)女性の活躍推進について

CARAT滋賀・女性・元気プロジェクトの取り組みを部局横断により積極的に推進すること。特に、女性の活躍には男性の働き方が大きく関わっていることから、「女性の活躍」と同等に「男性の長時間労働是正と家庭参画」を推進すること。

また、本年6月に改正育児・介護休業法が成立したことから、休業・休暇や措置等について幅広く周知するとともに、県内企業における男性育休の取得事例を紹介する等、ここ数年横ばい状態の男性の育児休業取得率の促進に繋げ、男性の働き方の見直しを促進・支援を行うとともに、女性が継続して働くために「女性活躍推進企業」、「イクボス宣言企業」の拡大にむけた取り組みを推進すること。

(2) 男女平等参画社会づくりの推進

①県民に広く男女共同参画の理念の普及を行い、男女共同参画意識の定着に努めること。男女共同参画に向けた意識作りとして、「固定的性別役割分担意識」の払拭に取り組むための周知啓発やセミナー等を県民に広く行うとともに、行政が作成する刊行物に固定的な性別役割をイメージさせるような表現を行っていないか点検すること。

また、滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部の機能を一層強化すること。

②「G-NETしが」が、男女共同参画の取り組みを支援するための拠点施設となるよう研修・講座の開催、交流活動の場の提供など機能の充実を図ること。

特に、若年男性の利用の促進を図るために、大学等と連携した施策・事業を行うこと。

また、総合相談を受ける第1次的な窓口があるということを広く周知し、相談機能の充実化を図り、相談者をしかるべき窓口へつなぐ役割を担うこと。

③女性の就労トータルサポートを行う「滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）」および「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」の利用を推進するため、広く事業目的・内容の周知を図ること。

また、市町と連携し、長浜で行われている出張相談を他市町でも実施するなど、マザーズジョブステーションが滋賀県中部に偏在している現状から、県下全域に拡充し、就労やカウンセリング等の相談機能の一層の充実を図るとともに、ニーズに応じた職業紹介情報を提供し、就職活動を促進すること。

特に、コロナ禍で女性が経済的、精神的に大きな影響を受けている実態が顕著化していることから、各機関と連携し、相談体制のネットワークの構築と拡大を図ること。

④「男女共同参画社会づくり副読本」が、学校現場で効果的に活用されるよう、男女共同参画の必要性も含めてしっかり啓発すること。

⑤政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、県の審議会等における女性の登用40%を維持することにつとめ、女性のエンパワーメントの促進に力を入れること。「女性の職業生活における活躍に関する法律」にもとづく特定事業主行動計画を見直し、知事部局、教育委員会ともに課題を明らかにし、目標達成にむけて取り組みを推進すること。

また、次期の男女共同参画審議会の委員について、労働団体等からも選任できるよう配慮すること。

⑥職場におけるパワーハラスメント防止対策を強化した、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行されたことから、妊娠・出産・育児・介護にかかる不利益取り扱いが法令違反であること、ハラスメントの防止義務は事業主だけではなくなくなったことを周知徹底すること。

また、育児と両立しながら仕事をする人へのハラスメントを防止し、M字型雇用改善のた

めの具体的対策を実施すること。

⑦携帯電話やパソコンの普及による有害情報や性産業、出会い系サイトへの接触、青少年漫画における性描写の氾濫とその安易な販売などによって、誤った情報からの影響やリスク意識の欠如がもたらされている。これらのことを十分認識して、学校での情報教育・メディアリテラシー教育をはじめ、不適切な情報に対処できる力をつけるため、性教育に積極的に取り組むこと。

⑧DV（ドメスティック・バイオレンス）、性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女または同性間の暴力に対し、被害者の相談、保護や、自立支援などの施策の整備を市町や民間団体等と連携し、支援体制を積極的に進めること。

また、若年層の課題であるデートDVについて、防止教育が人権学習の一課題としてしっかりと行われる体制をつくること。

⑨性的指向・性自認に関する理解を深め、性のあり方によって不利益を受けることがないように、研修の実施や各種相談体制の整備を行うこと。

特に、教育現場をはじめとする公共サービスの提供時において、適切かつきめ細かな対応を図るための体制を構築し、具体的な配慮事項への理解を深め、適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言を行うこと。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

①県内の16団体で構成する「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」の取り組みを推進し、意識啓発や社会的気運を高める事業を進めること。

また、仕事と生活の調和のとれた働き方の推進について、県内企業・団体に周知啓発を実施し、労使の意識改革を進めるような取り組みを行うよう企業・団体に対して取り組みの「見える化」をはかるよう促すこと。

②育児や家族の介護や看護のためにやむを得ず離職する労働者が大幅に増加する懸念がある。男女に関わらず、育児・介護をしながら働き続けられるよう育児休業、介護休業・休暇・休職制度の周知や取得しやすい職場環境整備について事業所に対して啓発すること。

また、在宅勤務など多様な働き方ができる制度を設けるよう事業所に働きかけること。
特に、女性のキャリア支援の視点から切れ目のない両立支援策を指導すること。

10. 県民生活をまもる施策について

(1) 大規模災害等への対応

①「滋賀県防災ポータルサイト」の情報を充実し、県民に幅広く周知するための方策を検討すること。

また、防災情報を迅速に周知するために、しらがメールへの登録を促進するとともに、障がい者や外国人などに対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

②災害対策本部の運営、機能を強化するとともに、「滋賀県地域防災計画」に基づき震災、風水害、事故災害、原子力災害に対する総合的な対策を講じること。

また、原子力災害中長期対策として、モニタリングのあり方、被曝を避けるための防護措置、広域避難計画など福井県、高島市、長浜市と密接な連携を図り、実働訓練等の実施によ

り計画の実効性を高めるとともに、リスクコミュニケーション推進による正しい知識の普及を図ること。

③行政と市民団体が協働し多様な災害に柔軟に対応できる救援ボランティア体制の整備、災害ボランティアの普及啓発やボランティアリーダーの育成などへの支援、企業防災の促進を図ること。

また、女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、各市町と連携し、女性が多く参加するイベント等に防災訓練や防災に関する学習会を合わせて行うなど意識の向上を促し、防災の現場における女性の参画拡大など体制の整備に努めること。

④テロや武力攻撃への対応については、「滋賀県国民保護計画」に基づき、県民への的確な情報提供等を国、市町、関係機関等と連携を密にし対応するとともに、基本的人権には十分配慮すること。

⑤高齢者、障がい者、子ども、女性など要配慮者の災害時における避難支援を実効性のあるものにするため、市町と連携し、要支援者に対する研修等を充実すること。

⑥特に高齢者施設等については、水害等に関する防災計画に基づく避難計画の策定を促進するとともに、策定された「避難計画」の実効性を担保するためには、施設だけでの対応には限界があることから、行政・地域の支援の仕組みを早急に構築すること。

⑦災害時における、交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保を図るとともに、災害により公共交通機関や電気・通信設備などインフラ設備に甚大な被害があった場合の早期復旧について、各々の事業者任せにするのではなく、一体的・包括的な支援を行うこと。

⑧大戸川ダム建設凍結見直しについての説明責任を果たすとともに、現在の状況について説明すること。

また、県内河川における治水対策としてのダム事業については、流域治水対策、環境負荷や費用対効果などの総合的な視点をもって判断すること。

(2) 消費者行政の推進

①社会問題化している各種特殊詐欺（振り込め詐欺など）について、多様化・巧妙化している手口や形態を迅速に把握し、消費者への情報提供・注意喚起をはかり、警察・金融機関等と連携し、詐欺被害の未然防止を図ること。

特に、高齢者の被害が後を絶たないことから、地域における未然防止を図ること。

②県民が安全で安心な消費生活を実現するために改正消費者契約法について、改正内容を周知し、消費者保護体制の充実を図るとともに、消費者問題に取り組む団体への支援を図ること。

また、「滋賀県消費者基本計画」に基づき、悪質商法の事例情報の共有、倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育を推進すること。

③雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進に向け、消費者庁

の「倫理的消費」調査研究会による取りまとめを踏まえた対策を行うこと。

④接客業務従事者や交通運輸従事員の人権や労働の尊厳を守るために、いわゆる悪質クレームの事例情報を共有化し、抑止力の観点からも制服巡回等の強化、倫理的な消費行動を促すプログラムの実施や、ポスターの作成・掲示、TV広告による情報発信等、啓発活動を推進するなど、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すための対策を行うこと。

また、小売業者に多大な損害を与えている万引きの防止について、官民による会議体を設置し対策を行うこと。

⑤食品ロス削減と生活困窮者への食糧支援という側面を持つフードバンクの普及促進に向け、企業の参加を促進する対策や活動上の障害の解決に向けた相談窓口等を設置すること。

11. 農林水産業政策について

(1) 環境こだわり農業の推進

「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」に基づき、取り組みを推進すること。特に、農業者や農業団体への支援、生産を拡大するとともに、販路の拡大や直売所を含めた販売店の確保など環境こだわり農産物の流通等の施策を推進し、消費者へのPRを推進すること。

(2) 農林水産業経営の安定と活性化

①農林水産業の担い手の高齢化や戸数が減少していく中で、農業分野では中核農家や法人格を持つ集落営農などが経営危機におちいりかねない状況にあり、経営の安定と担い手の確保は最大かつ喫緊の課題である。後継者育成や新規就労者を確保するためにも、6次産業化の取り組み、耕作放棄地などを活用した地域ビジネスへの支援、担い手への経営資源の集積、融資制度の充実などにより安定的な経営基盤を整備すること。

併せて「農林水産業が持つ魅力」「自然豊かな滋賀の魅力」を積極的に発信するとともに、農山漁村の「魅力あるコミュニティ」づくりに取り組むこと。

②種子法廃止および種苗法改正により県内の農業生産に支障をきたすことが無いよう、2021年4月1日施行の「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（しがの農業みらい条例）」に基づき、主要農作物の安定的な生産が行われるよう、県として必要な環境整備に努めること。

③水産資源の保全のためには魚付林が必要で琵琶湖保全にも繋がるため、保水力に優れた植生変更の計画を行うこと。

また、植樹、保育、伐採及び県産木材の利用を含めた「森林の持続可能な経営」により林業を活性化させ、林業従事者が増加するよう取組みを進めること。

(3) 鳥獣被害防止対策について

ニホンザルやニホンジカ、イノシシおよびカワウなどによる農水産物被害および生活環境被害を防止するため、生息数を適正な水準に減少させるなど、深刻化している被害への対策を充実・強化すること。

12. 交通政策について

(1) 交通基盤整備の促進と公共・地域交通の充実

①「滋賀交通ビジョン」に基づき、交通の現状や課題を踏まえ、広域交通・地域交通政策の方向性を明確にし、市町が設置する「地域公共交通会議」等と連携し、いわゆる交通弱者と呼ばれる常時公共交通機関を必要とされている方の意見等が反映されるよう取り組みを進めること。

②滋賀県への観光客誘致を促進するため、地方自治体間の観光案内所の連携や、JR西日本、地域のバス・鉄道事業者と連携した取り組みを強化すること。

また、交通機関等で多言語表記、ICTを活用した多言語情報の提供、外国語講習会の開催助成などにより多言語人材の育成など、外国人観光客の受入れ環境整備を推進すること。

③県民が日常生活、社会生活を営むため、不便や不自由を感じる事のない移動環境の確保に向け、県、市町、交通事業者、県民が相互に連携し、協力しながら公共交通を作り上げていく事が必要である。県として公共交通の重要性及び将来に目指すべき公共交通のあり方について基本理念を定め、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために県独自の公共交通条例を早急に制定すること。

④先般、県内の公共交通維持・存続に対し仮称「滋賀県交通税」の導入を検討すべきとの答申案が出された。現在、県内の公共交通事業者はコロナの影響で各社存続の危機が迫っている。今後、仮称「滋賀県交通税」の必要性及び将来に目指すべき公共交通のあり方について議論し、県内交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう取り組むこと。

(2) バス路線・鉄軌道等地域交通の維持

①渋滞緩和や環境問題の観点から県民に対し、鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進を推奨されているが、現在県民への浸透は不十分である。県が主体となりメディア活用や各市町と連携しノーマイカーデーやエコ通勤への取り組みへの実効性が上がるよう関係各機関への積極的な協力要請を展開すること。

また、交通事業者と連携し、各地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性向上の視点から利用推進に取り組むこと。

②地方路線バスの運行維持に関しては、利用低迷による採算悪化によって、路線バス事業者が撤退している。地域交通対策にかかる予算を拡充するとともに、生活交通セーフティネットを確保・提供するため、コミュニティバス、デマンドタクシーなど地域の実情に応じた生活交通確保の取り組みを支援すること。

また、バス事業者が行うバスロケーションシステムの整備についても支援を拡大すること。

③公共交通は、交通弱者にとって移動の唯一の手段であり、また、環境にやさしい地域に根差した乗り物である。県内の鉄道施設等の整備充実に努めるとともに、バリアフリー法の適用対象駅を改め、乗降客層（年齢層・障がい者比率）等によって柔軟な運用をはかり、設備改善および保守費用に伴う交通運輸事業者の負担軽減に向けた必要な支援措置や財政支援をすること。

④鉄道の重層的ネットワーク構築に向け、県民の利便性向上を更に進めるとともに観光誘客事業や沿線駅の整備などを行い、利用者の促進を図ること。

近江鉄道について、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会は「全線を鉄道で存続させる」と決定した。存廃の議論は決着したが、経営状況が厳しいことについては変わらない。事業継続のため県として積極的に関わり、地域交通の維持に努めること。

また、草津線の複線化および安全・安定輸送対策、湖西線の利便性向上と経営分離の阻止、ホーム柵の設置補助施策、ＩＣカードの地域間を超えた「またぎ利用」等を沿線自治体や住民と連携して取り組みを進めること。

(3)総合的な道路整備の促進

①交通需要の増大に対して県内の国道、県管理道路の整備率は、全国平均から大きく遅れており、高速道路についても大型連休期間を中心に慢性的な渋滞が発生している。「道路整備アクションプログラム」に基づくスマートＩＣ、幹線道路等の計画的整備を行うとともに、高速道路へのアクセスや物流拠点間のネットワークの強化など、地域の活性化に必要な道路整備を行うこと。

②「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転車事故の防止および自転車利用による健康、環境等への県民の意識を図るための啓発を引き続き促進すること。

また、近年増加しているビワイチ参加者の来訪に対応するためにも、湖周道路の整備をはじめ、自転車道、歩行者道、路側帯など必要な道路の環境整備を行うこと。

特に、大型車両の運転従事者より、自転車による追い越しや道路併走に対する危険が指摘されていることから、狭い国道や狭路において安全走行できるレーンの整備やルート変更等も視野に入れた安全策を講じること。